

タイトル：「現代世界の分断と共生の検討：イスラーム・ジェンダー学的アプローチから」
(2024年度第3回研究会)

日時：10月26日(土)

場所：外大 AA 研 304 マルチメディア会議室／Zoom によるオンライン同時開催

報告者：後藤絵美 (東京外国語大学 AA 研)、岡戸真幸 (上智大学)、竹村和朗 (高千穂大学)

司会：鳥山純子 (立命館大学)

報告1：後藤絵美「法の理想的なあり方とは？ ムスリム家族法と国際人権基準から考える」

報告2：岡戸真幸「Ghannam の研究にみるエジプト人男性の規範」

報告3：竹村和朗「土地収用における社会的公正——大カイロ圏のある島の開発計画を事例に」

内容：

第三回研究会では、「ルール」のテーマのもとに後藤絵美氏、岡戸真幸氏、竹村和朗氏による発表が行われた後、全体討論では、イスラーム・ジェンダー学的アプローチとは何か、10巻をどのような方針、手順で進めるかについて議論が行われた。

後藤氏の発表では、本研究会の目的が、分断が進む社会における、多様性を否定しない形での共生への模索にあることが確認された後、ムスリム家族法と女性差別撤廃条約について、「ルール」を手掛かりとした解題が行なわれた。その背景にあるのは、「公正」は果たして網羅的なルールの構築によってたどり着けるものなのか、という発表者の懸念であり、発表では、ルールに頼る傾向が内包する固定化と画一化のリスクが明らかにされた。

後藤氏は、ムスリム女性には「啓典の民」の男性との婚姻が禁止されているとする定説を事例に、ムスリム家族法には固定観念や偏見が内包されているとした上で、特定の解釈がクルアーンの根拠は薄弱であるにも関わらず、国家法として固定化される問題を検討した。さらには、こうした流れと女性差別撤廃条約(1967-)の実践における違いとして、女性差別撤廃条約では「法律上の平等」、「事実上の平等」に加えて「変革的平等」が掲げられていることに注目し、「変革的平等」の希求という側面によって構造的な非公正永続的に解体されることが目指されていることを指摘した。後藤氏によれば、この「変革的平等」という概念が、女性差別の根本的な原因に対処するものとして重要な役割を果たしてきたという。同様の傾向は例えばムサーワーでも共有され、動的かつ多様な形での公正への希求こそ、イスラーム法の伝統に組み込まれるメカニズムでもあったと主張されているという。

討論においては、後藤氏の提示した懸念が共有された上で、動態化、流動化が主流派に利用されるのではという新たな疑問や、ルールは公正を目指して設置されるべきものだという理解の限定性、さらには、ムスリム家族法改革運動が持つ、政治運動としての側面(法的平等を目指す)と、宗教実践(神に近づくことを目指す)の側面をどのように考えることが

できるかという問題提起がされた。

続く岡戸氏は、先行文献の分析をもとに、エジプトの男性性規範という「ルール」を検討するにあたり存在する課題について発表した。岡戸氏は、エジプトを対象とする人類学者のファルハ・ガンナム[Farha Ghannam 2002, 2013]の議論を手掛かりとし、エジプトの男性や男性性を対象とした従来の研究では、公的な役割や名誉に関心が寄せられてきた一方、日常的な行動については十分に取り上げられてこなかった傾向があったことを指摘した。また男性が社会と同一視され、個々の男性の具体的な在り方は男性研究ではあまり扱われてこなかった点に課題が残るといふ。そんな中ガンナムの著作で優れているのは、男性性が元来の力強さといった要素だけでなく、人々の評価によって形づくられる関係的な特性と捉えられている点にある。こうした考察のもと岡戸氏は、男性規範を固定観念として捉えるのではなく、人々の関係性の中に動的に描き出す必要性と、さらに男性性規範が男性の日常でどのように経験されているのかと言った点についても目を向ける重要性を指摘した。

岡戸氏の発表は、公正を議論する際にも重要な問題を提起した。すなわち、ルールを考察する際に生じる、過度の類型化傾向をどのように乗り越えられるのか、という課題である。私たちは、公正を語る際、現実を表象するものとしての理念的概念としてのルールの議論をしがちである。岡戸氏は、そうした傾向では軽視されてきた生活のディテールや、人々の関係性に目を向ける重要性に着目をした。岡戸氏の発表は、公正を議論する上でも、地に足のついた実態のある現象として語る重要性を再確認するものであった。

最後の発表者である竹村氏からは、大カイロ圏に位置するワッラク島の開発計画を事例に土地収用から公正について考える発表が行われた。ワッラク島は、2018年に都市開発地域となった島で、そもそも土地の私的所有権についても確立されていない場所だったが、それが住環境の改善、環境汚染の阻止といった開発言説のもとに収用の対象となったことで、「正当な補償」が住民から求められるようになってきているという。

この問題においては、例えば、住民代表団がアーイラの集合体として組織され、結果として男性構成員によってのみ運営されているといった形でエジプト的なジェンダーが持つ特徴を見て取ることができるという。しかし、「社会的公正」を議論する上で、そうした概念を援用した分析は、本事例について理解を深める上で必要なのだろうか。こうした問いのもと竹村氏は、本事例の理解を目指す上でむしろ必要なのは、イスラームやジェンダーを分析視角とすること以上に、「社会的公正」と「公共の利益」の違いを意識した考察を行うことではないかと主張した。

竹村氏の考察は、そもそもイスラームやジェンダーが、社会的公正を語る上で重要な概念であって、その逆ではないことに関心を促す重要なものであった。公正を語る際の優先順位を意識することは、権力の不平等な分配やその実践される格差に敏感な考察（それはある意味では大きな定義で捉えたジェンダー分析といえる）を行う上で重要である。本発表で扱わ

れた事例は、イスラームやジェンダーといった切り口が、ある場面では非常に有益であると同時に、限界があることを明らかにするものであった。

全体討論では、公正を考える上で重要な点として、家父長制をどのように位置付けるのか（ミクロな議論とマクロな議論を接合するものとしての可能性）について議論が交わされた。また「公正」という概念を担保するものとしての理性について検討が行われた（rational：短期的と reasonable：長期的理性の存在、人を人たらしめる理性としての reasonable は私有制とどのような関係にあるのか）。